

商品名 (愛称)	定期積金(スーパー積金)
販売対象	・ 法人・個人
契約期間	・ 1年以上5年以下
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	・ 定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・ 100円以上 ・ 1円単位
支払方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします
利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の 支払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・ 給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします ・ 給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税金	・ 個人の給付補填金には平成25年1月1日から復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%地方税5%)の分離課税となります。 (なお、マル優は利用できません) ・ 法人は総合課税となります
手数料	_____
付加できる特約 事項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます
中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
金利情報の入手 方法	・ 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
その他参考となる 事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

宮城第一信用金庫